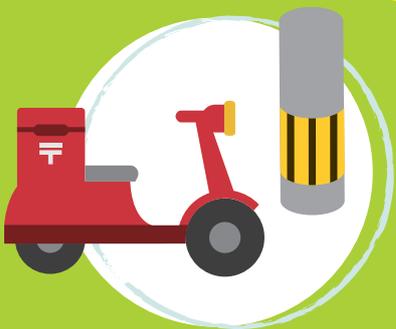


交通災害共済

交通事故による ケガのリスクに備える 保障です

日常的に発生し、大きなケガとなりやすい交通事故。
自分だけは大丈夫…と想着いても「もしも」のリスクを
考えると不安ですよね。「もしも」のリスクに備えたい…
そんな働くみんなの思いがカタチになった共済です。
交通災害共済でご家族みんなの
「もしも」のリスクに備えましょう。



お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介



休業に備える！
きほん制度について



通院手術に備える！
ほしよつ制度について



カンタン手続き&
申込書記入例



番外編
自転車事故のリスクに備える！

郵政の仲間約**13万人**に選ばれています

JP 共済生協は郵政関連企業で働く仲間のための保障の生協です。

ご案内

「ご契約のしおり」は JP 共済生協ホーム
ページより、いつでも確認できます。

<https://www.postlife.or.jp/e-book/index.html>



こんなときにお支払いします

共済期間中に発生した交通事故などにより、事故の日から180日以内に入院または自宅療養をした場合、**身体障害**の状態になった場合、**死亡**した場合に共済金をお支払いします。

制度のしくみ

交通災害共済は「**基本制度**」と「**保障制度**」の2本立ての制度。
最大20口まで加入OK。まずは基本制度4口に加入しましょう。



基本制度は**療養保障**を中心とした、JP共済生協独自の制度です。
保障制度は、東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となる「団体総合生活保険」で、**通院・手術等**も保障されます。基本制度+保障制度の**セットで加入すれば、より充実した保障が得られます。**

JP共済生協の交通災害共済なら…



お出かけのお供に最適

理由 交通事故傷害のリスクに幅広く対応しているから、仕事や通勤途中に限らず、外出時の備えとしてピッタリ。車や自転車の事故はもちろん、公共交通機関に搭乗中の事故、駅改札口内の不慮の事故、道路を通行中の落下物による事故なども保障の範囲に含まれます。



仕事をお休みしても安心

理由 基本制度は働くあなたの強い味方！交通事故などによるケガで、仕事を休んで自宅で療養に専念した場合や入院した場合、共済金が支払われます。自宅療養は事故の日を含めて4日目から、入院なら1日目から保障。基本制度にしっかり加入しておけば、もしもの休業も安心です。

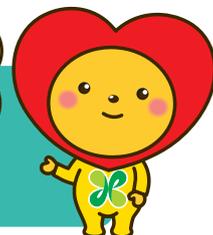


保障はしっかりなのに、お財布にやさしい

理由 保障の範囲を交通事故傷害に限定することで、掛金の負担を必要最小限に抑えながら、身体的にも経済的にも大きなダメージとなりやすいリスクに備えることができます。営利を目的としない生活協同組合が運営する制度だから、掛金にも無理がありません。

交通災害共済は、日常生活でとても身近で大きなケガとなりやすい交通事故による傷害のリスクに備える保障です。
働くあなたには4口以上の加入をオススメします。

ご家族も
ご加入できます。
掛金は性別、年齢に
関係なく一律です。



交通事故は身近なところに...

車に乗らなくても危険はいっぱい

オレらは内勤だから
交通事故なんて
関係ないね

ボクは
車も持って
ないしな~

車に乗ってる
時だけが
交通事故じゃ
ないのよ!

仕事もプライベートも安心!

交通災害共済は、外出する全ての方に
オススメの保障です

突然ですが、交通事故は関係ないというあなたに質問

- 自転車やバイクに乗りませんか?
- 公共交通機関を利用しませんか?
- 散歩やジョギングをしませんか?
- 旅行や買い物に出かけませんか?

1つでも当てはまる
あなたには
**交通災害共済を
オススメします**

オススメの理由は「移動中」に起きうる危険を幅広くカバーする
保障だから。仕事中や通勤途中はもちろん、プライベートの
外出まで様々な場面での交通事故に対応しています。

つまり、交通災害共済は外出時の
備えとして、お出かけのお供に
ピッタリなのです。

それならボクにも関係あるよね。
どれどれ...

はんはん

スマホでも
ホームページを
ご覧頂けます

今まで事故になんか
あったことないし、
これからだって
あるわけないさ~

あーん

その帰り道...

ヤッホ〜イ!

クラッ
ガラッ
ドン

ケガで入院することに
なった2人は...

共済に入って
いてよかった!

ホッ
共済金

治療費

ある日の休日...

ウホ ウホ

大漁、大漁!

あなたは
どっち?



お出かけのお供に最優遇
交通災害共済のご紹介



休業に備える！
きほん制度について



通院・手術に備える！
ほしき制度について



カンタン手続き&
申込書記入例



番外編
自転車事故のリスクに備える！

交通災害共済

交通事故によるケガのリスクに2本立ての制度で備えます。
年齢、職業、健康状態を問わず
ご家族皆さままでご加入いただけます。

※ご加入いただける方の範囲はP.4をご覧ください。



まずは4口

基本制度 (死亡・障害・療養)

通院、手術に備えるなら!



保障制度 (通院・手術・入院・死亡・後遺障害)

「保障制度」についてはP.11~16をご覧ください

被共済者 (保障の対象となる方。以下同じ)
1人あたり、基本制度4口、保障
制度16口、合計で最高20口まで
ご加入いただけます。

基本制度について

保障の範囲

被共済者が、共済期間中に生じた交通事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に「療養」した場合、「身体障害」の状態となった場合、「死亡」した場合に共済金をお支払いします。

※「通院」「手術」は、基本制度ではお支払いの対象となりません。

交通事故の定義

- ① 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(これに積載されているものを含みます。以下同じです)との衝突・接触等による事故
- ② 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- ③ 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- ④ 乗客(入場客を含みます)として改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故
- ⑤ 道路を通行中の被共済者の、次に掲げる不慮の事故
 - A. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - I. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - U. 火災または破裂・爆発

※不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。「交通事故」も不慮の事故の一形態です。

※配達途中など業務中の「交通事故」についても保障の対象としています。ただし交通事故の定義に該当しない歩行中の転倒等は保障の対象とはなりません。



車との
接触事故に
よるケガ

自転車同士の
衝突事故に
よるケガ



バイクの
転倒事故に
よるケガ



駅構内
(改札口の内側)
での事故に
よるケガ



道路通行中
の建造物から
の物の落下に
よるケガ



療養の定義

◆「療養」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、入院または自宅療養することをいいます。

自宅療養とは

「自宅療養」とは、通院または往診による医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、勤務先を休業または通学先を欠席し、もしくは自宅での平常の生活が営めない状態で療養に専念することをいいます。

身体障害の状態の定義

- ◆「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。
- ◆身体障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則第14条に準じて行います。
(自治体が交付する「身体障害者手帳」の障害等級を認定する基準とは異なります)

お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院・手術に備える！
ほしめい制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

共済期間

毎年 1月1日～12月31日 までの1年間

ご加入いただける方 (被共済者となることができる方)

- ① J P 共済生協組合員
- ② J P 共済生協組合員の配偶者
- ③ J P 共済生協組合員と生計を一にする親族

※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同で計算することをいい、同居であることを必要としません。

もしもの自宅療養に、
しっかり備えていただくため、
基本制度は4口加入を
お願いしています。

基本制度4口の保障内容と共済掛金額

死亡共済金	障害共済金 (第1級～第14級)	療養共済金 (事故日より180日が限度)	
		入院	自宅療養
200万円	8～200万円	7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律20,000円	
		8日目以降 2,800円×日数	8日目以降 2,000円×日数

※同一事故により支払われる共済金の合計額は、死亡共済金の保障金額(200万円)が限度となります。
※「入院」と「自宅療養」の合計日数が7日以内の場合、その合計日数にかかわらず、一律20,000円をお支払いします。ただし、3日以内の自宅療養のみの場合は除きます。

【中途加入掛金額】

共済掛金額		発効月	共済掛金額	発効月	共済掛金額
年払	2,200円	1月	2,200円	7月	1,100円
月払	196円	2月	2,080円	8月	980円
		3月	1,884円	9月	784円
		4月	1,688円	10月	588円
		5月	1,492円	11月	392円
		6月	1,296円	12月	196円

※払込方法の「月払」は、被共済者全員の共済掛金の合計額が年間合計で9,000円以上の場合に、ご利用いただけます。

基本制度4口は、
いつでも新規加入・増口
ができます。



※1口あたりの中途加入・中途増口掛金額についてはP.6の重要事項説明書をご覧ください。

お支払い例

基本制度4口加入の場合



Aさんがバイクで配達中、信号を無視して進行してきた自動車に衝突され転倒した。
診断の結果、上腕骨を骨折しており事故日から30日間入院し、退院後15日間自宅療養した。

事故

入院30日間(①入院7日間+②入院23日間)

③自宅療養15日間

①入院 (7日以内)	20,000円	(内訳: 一律5,000円×4口)
②入院 (8日目以降)	64,400円	(内訳: 700円×23日間×4口)
③自宅療養	30,000円	(内訳: 500円×15日間×4口)

=

**共済金額総合計
114,400円**

※上記お支払い例は、J P 共済生協が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保障設計のポイント

「基本制度」のみの加入では、通院・手術に対する保障がありません。

交通事故に対する保障をより確実にするためには、通院・手術の保障がある

「保障制度」へご加入ください。「基本制度」と「保障制度」の両制度に

ご加入いただくことで、万一の事故に対する備えを総合的に確保いただけます。



※保障制度は東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となる団体総合生活保険です。

※基本制度に4口加入している方が、保障制度(1口~16口)にご加入いただけます。

※保障制度のみに加入することはできません。

※保障制度への新規加入、増口・減口は、契約の更新時期のみ受け付けています。

「保障制度」については
P. 11~16をご覧ください

交通災害共済 Q & A

よくあるご質問

Q.1

結婚して別生計となった子を
加入させることはできますか？

別生計のご家族はご加入いただけません。

Q.2

郵便局の敷地内でバイクの自損事故
を起こし、1週間仕事を休みました。
共済金の請求はできますか？

ご請求いただけます。

郵政グループ各社の事業所の敷地内の交通事故等も、
保障の対象としています。

Q.3

自転車に乗っていて通行人にぶつかり
相手にケガを負わせてしまいました。
損害賠償の保障はありますか？

加入している方ご自身のケガに対して保障をする制度で
あり、賠償責任に対する保障はありません。

Q.4

電車に乗車する際、
通勤ラッシュで人の波に押され転倒、
ケガを負い5日間仕事を休みました。
共済金の請求はできますか？

ご請求いただけます。

電車乗車中だけでなく駅構内(改札口の内側に限ります)
で起きた事故は「交通事故」に含めています。

Q.5

道路を歩いていて、
石につまずき転倒しケガをしました。
共済金は支払われますか？

交通事故に起因するケガではないので、
お支払いの対象とはなりません。

損害賠償への備えについては裏表紙をご参照ください。

その他よくあるご質問については
ホームページもご覧ください。





※ご契約にあたって、必ずお読みください。この書面は、「基本制度」のご説明です。

この書面は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえ、お申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。

また、ご契約者と被共済者(保障を受けられる方)が異なる場合は、ご契約内容、この書面の内容を被共済者(複数いる場

合は全員)にご説明ください。

この書面は、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。詳細については「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点等はポストライフサービスセンターにお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、J P 共済生協ホームページ(<https://www.postlife.or.jp/e-book/index.html>)よりご参照ください。

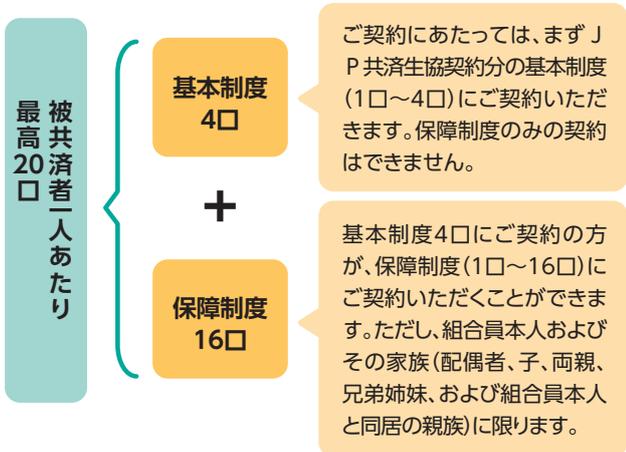
契約の基本的なことから 【契約概要】

1 共済商品の仕組み

J P 共済生協の交通災害共済は、東京海上日動火災保険株式会社との提携商品です。

基本制度 契約引受団体：J P 共済生協

保障制度 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社



◆共済期間

- (1) 共済期間は毎年1月1日0時(日本標準時。以下同じ)から12月31日24時までの1年間です。
- (2) 共済期間の途中で新規加入・増口をした場合の共済期間は、申込日の翌日以降に指定した共済契約の発効日0時から最初に到達する12月31日24時までです。
※お申し出のない限り、同一の契約内容で自動的に更新します。
- (3) 基本制度は、共済期間の途中において、新規加入・増口および解約ができます。ただし、減口はできません。
- (4) 事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額・保障内容等*を変更することがあります。([注意喚起情報1 規約および細則の変更について]をご確認ください)

*共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

2 共済契約者の範囲

共済契約者は、J P 共済生協の組合員でなければなりません。

※ J P 共済生協の組合員資格については、P.17「組合員および出資金について」をご確認ください。

3 掛金について

(1) 掛金は、1口あたり年額550円で、掛け捨てです。

(2) 共済契約の発効日が1月2日以降となる場合(中途加入4口)は、P.4「基本制度 中途加入掛金額」をご確認ください。

中途加入・中途増口掛金額(1口あたり)			
1月	550円	7月	275円
2月	520円	8月	245円
3月	471円	9月	196円
4月	422円	10月	147円
5月	373円	11月	98円
6月	324円	12月	49円

◆払込方法と払込期間

共済掛金は共済契約者に以下のように払い込みいただきます。

- (1) 共済掛金の払込方法は「年払」と「月払」があり、現職者の方は年末手当支給日(年払)・給与支給日(月払)に、退職者の方は12月15日(年払)・毎月15日(月払)に控除します。徴収方法は、給与・手当からの控除とゆうちょ銀行の自動払込があります。
※引落日がゆうちょ銀行の営業日でない場合は、前営業日が引落日となります。
- (2) 共済掛金は、原則として共済契約の発効日または更新日の前日までに納入していただきます。ただし、中途契約の場合等、J P 共済生協が特に指定する場合はその日までに納入していただきます。
※払込方法の「月払」は、当該共済契約に係る共済掛金の額が年間合計で9,000円以上の場合にご利用いただけます。

お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院・手術に備える！
ほしめい制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

4 被共済者になることができる方

被共済者となることのできる方は、共済契約の発効日または更新日において、次の①～③のいずれかに該当する方です。

- ① J P 共済生協の組合員（共済契約者）
- ② J P 共済生協の組合員の配偶者
- ③ J P 共済生協の組合員と生計を一にする親族

※配偶者には内縁関係にある方を含みます。ただし、組合員または組合員と内縁関係のある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

※「生計を一にする」とは、共済契約者と日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいい、同居であることを要しません。

※「親族」とは、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族をいいます。（民法第725条）

※組合員同士（夫婦間・親子間等）で契約する場合は、重複超過加入とならないようご注意ください。

5 共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は、共済契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、次の①～⑤の順序になります。なお、②～⑤の中においては、その中の順序になります。

- ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ※「共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

- (4) 共済契約者は、被共済者の同意および J P 共済生協・東京海上日動火災保険株式会社の承認を得て、死亡共済金の受取人を指定または変更することができます。なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定することはできません。

※「保障制度」契約分の死亡共済金については、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社の約款の定めにより、民法上の法定相続人への支払いとなり、J P 共済生協の定める死亡共済金受取人の順序とは異なります。ご不明な場合は、ポストライフサービスセンターにお問い合わせください。

6 交通事故の定義について

交通事故とはP.3「交通事故の定義」をご参照ください。

7 交通機関の範囲について

「交通機関」とは、次の①から⑧までに掲げるものをいいます。

- ① 自動車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部をなす運搬具を除きます。
- ② 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法第2条第1項第8号から第12号までに規定するものをいいます）
- ③ 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条第1項に規定する航空機
- ④ 船舶職員法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶
- ⑤ 身体障害者用の車いすおよび小児用の車（道路交通法第2条第1項第11号に定める軽車両の定義で除くことが明記されているものをいいます）
- ⑥ 道路を運行中の原動機付耕運機
- ⑦ 河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船
- ⑧ その他 J P 共済生協が認めるもの

8 共済金をお支払いする主な場合

共済金のお支払いの対象となる主な事由および支払われる共済金の種類は以下のとおりです。詳細は「ご契約のしおり」等でご確認ください。

共済金の種類	お支払いの対象となる主な事由
死亡共済金	被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡した場合
障害共済金	被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障害の状態になった場合
療養共済金	被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に療養した場合

- ◆通院は、基本制度ではお支払いの対象となりません。
- ◆共済契約1口についての共済金額は以下の通りです。

- (1) 死亡共済金 50万円
- (2) 障害共済金 2～50万円
- (3) 療養共済金
 - 入院1日につき700円
 - 自宅療養1日につき500円

- ◆療養共済金は、入院1日以上または自宅療養4日以上より対象となります。療養期間が8日未満の場合は、1口あたり一律5,000円をお支払いします。ただし、3日以内の自宅療養のみの場合は除きます。
- ◆同一事故による死亡共済金、障害共済金および療養共済金の支払額は、通算して死亡共済金の保障金額(1口あたり50万円)を限度とします。
- ◆障害共済金は、障害共済金額に別表第2「身体障害等級別支払割合表」*に定める障害等級に応じた支払割合を乗じて得た金額をお支払いします。
*詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください。

9 共済金を減額する場合

- (1) 被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金を支払う場合において、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響により、または事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害または傷病の影響により傷害が重くなる場合があります。この場合、J P 共済生協は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重くなった場合の共済金の額は、(1)に準じます。

10 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

次の①または②のいずれかより共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総代会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

- ①戦争その他の非常な出来事
- ②地震・津波・噴火その他これらに類する天災

11 満期返戻金・契約者配当金、利用分量割戻金

- (1) 交通災害共済には、満期返戻金・契約者配当金はありません。
- (2) 事業年度ごとに決算を行い、剰余金が生じた場合には、交通災害共済の契約状況に応じて、利用分量割戻金として還元します。利用分量割戻金は総代会の議決を経て出資金に振り替えています。

特にご注意いただきたいことがら 【注意喚起情報】

1 規約および細則の変更について

J P 共済生協が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等*により更新します。
また、J P 共済生協は共済期間中であっても、法令等の改正または

社会経済情勢の変化、その他事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、J P 共済生協ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

*共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

2 クーリングオフ(契約申し込みの撤回等)について

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

- (1) クーリングオフをする場合、任意の書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、J P 共済生協へ提出してください。
- (2) クーリングオフをした場合、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに払い込んでいただいた共済掛金は、お返します。なお、すでに共済金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフの申し出をされた場合、その申し出の効力は生じないものとします。

3 加入申込書の記入について

共済契約者には、ご契約時に J P 共済生協に重要な事項を申し出ただけ義務(定款上の届け出の義務・告知義務等)があります。申込書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っていたりする場合には、契約が無効となることや契約を解除し共済金をお支払いできないことがあります。特に被共済者(保障を受けられる方)の氏名・性別・続柄・生年月日等については、十分にご注意ください。

4 責任開始日

保障の開始(共済責任)は契約発効日の0時より開始します。

5 共済掛金の払込猶予期間と契約の失効について

- (1) 共済掛金は原則として、共済契約の発効日または更新日の前日までに払い込んでいただけます。ただし、共済契約の更新日から1ヵ月間の払込猶予期間を設けています。また、口座振替特別を付帯した契約については、2ヵ月間の払込猶予期間を設けています。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、共済契約は失効します。
- (2) (1)に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、次の①または②のときに効力を失い、かつ、共済契約は消滅します。この場合において、J P 共済生協は、その旨を共済契約者に通知します。
 - ① 共済契約の発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の0時
 - ② 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効当日の0時

お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院・手術に備える！
ほしよき制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

6 共済金等を確実にご請求いただくために (代理請求について)

共済契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者があらかじめ指定した代理請求人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます。また、共済契約者に共済金等を請求できない特別な事情があり、かつ、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときは、契約者の代理人になりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。

7 詐欺等による契約の取り消し

共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、共済契約を取り消すことができます。
前記の理由により共済契約を取り消した場合には、共済掛金はお返ししません。

8 解約について

共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。共済契約を解約する場合には、共済契約者は所定の書類に解約日等の必要事項を記入し、署名押印のうえ、J P 共済生協に提出してください。

9 共済金をお支払いできない場合 (主な免責事由)

次の①から③までのいずれかに該当する場合には、共済金をお支払いしません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により共済事故が生じたとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
- ② 被共済者または共済金受取人の犯罪行為により共済事故が生じ、J P 共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
- ③ 被共済者が法令の定める運転資格を持たないで運転している間に共済事故が生じたとき。
- ④ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当している運転をしている間に共済事故が生じたとき。
- ⑤ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの。
- ⑥ 道路以外の場所における車両の交通により共済事故が生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故罹災証明書の交付を受けられなかったとき。
- ⑦ 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して共済事故が生じたとき。
- ⑧ 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突により共済事故が生じたとき。ただし、業務上の必要による立入り、または通行により生じたものを除きます。

⑨ 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます)、競技・興行(練習を含みます)のため運行中の交通機関に搭乗している間に共済事故が生じたとき。ただし、道路上でJ P 共済生協の定める交通機関に搭乗している間に生じたときは除きます。

⑩ 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業を直接の原因とする共済事故が生じたとき。

ア. 荷役作業(土石等の積み込み、積み卸し作業を含みます)

イ. J P 共済生協の定める交通機関の修理、点検、整備、清掃の作業

⑪ 被共済者がハイヤーまたはタクシーを運転中に共済事故が生じたとき。

⑫ 被共済者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に共済事故が生じたとき。

⑬ 被共済者が、職務として漁業に従事している間に共済事故が生じたとき。

※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。

※「ハイヤーまたはタクシーを運転中」とは、業務として、道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第3条(種類)第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業(1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般自動車運送事業)の事業用自動車を運転中の状態をいいます。

10 契約の無効について

(1) 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。

① 被共済者が共済契約の発効日または更新時において既に死亡していたとき。

② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において「契約概要4 被共済者になることができる方」の範囲外であったとき。

③ 被共済者1人についての共済金額が、共済契約の発効日または更新日において規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約。

④ 共済契約の申し込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。

⑤ 共済契約者の意思によらず共済契約の申し込みがされていたとき。

(2) J P 共済生協は、前記(1)の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。

(3) J P 共済生協は、共済契約が無効であった場合には、既に支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができます。

11 契約の解除について

- (1) J P 共済生協は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。
- ① 共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、J P 共済生協に共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき。
 - (*1) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じ)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (*2) 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
 - ④ 前記①および③に掲げるもののほか、J P 共済生協の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) 共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生の後になされたときであっても、J P 共済生協は、前記(1)の①から④までの事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故に係る共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、共済金を返還していただきます。
- (3) 契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。契約の未経過契約期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
- (4) 共済契約の解除は、共済契約者に対する通知によって行います。
- (5) 共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、死亡共済金受取人に対する通知によって行うことができます。死亡共済金受取人が2人以上あるときは、J P 共済生協が死亡共済金受取人の1人に対して通知します。

12 契約の消滅について

- 次の①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約は消滅します。
- ① 被共済者が死亡したとき。
 - ② 共済契約者が J P 共済生協から脱退したとき。

13 契約内容に関する届け出について

- 次の場合は、J P 共済生協までご連絡ください。
- ① 共済契約者の氏名や住所・住居表示が変更となったとき
 - ② 被共済者の氏名が変更となったとき
 - ③ 被共済者が死亡したとき
 - ④ 被共済者が「契約概要4 被共済者になることができる方」の範囲外になったとき
 - ⑤ 共済事故が発生したとき

ご契約に関する【意向確認事項】

- 本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご契約いただく共済商品がご契約者のご希望に合致した内容であるかどうか、お申し込みをいただくうえで、特に重要な事項を申込書に正しくご記入いただいているかどうかを確認していただくためのものです。
- お手数ですが、以下の各質問事項について、再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点等がある場合は、ポストライフサービスセンターにお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容となっていることを、J P 共済生協NEWS・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご契約内容を再度ご確認ください。

- 共済金のお支払いの対象となる事由、お支払いする共済金
- 共済金額(ご契約共済金額)
- 共済期間(ご契約期間)
- 共済掛金額・共済掛金払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか? 特に注意喚起情報にはご契約者にとって不利益となる情報やご契約時・ご契約後の注意事項が記載されていますので、必ずご確認ください。

保障制度について

交通災害共済「基本制度 4口」にご加入の方で、 通院・手術の保障など、さらに充実した保障をご希望の方

保障制度は、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とし、J P 共済生協を契約者とする「団体総合生活保険」の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として契約者が有します。



加入内容をご確認ください

ご加入いただく前にご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
申込書兼加入依頼書の記載事項等につきましては重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
ご不明な点等ございましたら、ポストライフサービスセンター(☎0120-562-105)までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

保障の範囲

被共済者が、次に定める交通事故等によりケガをした場合に共済金をお支払いします。

- ① 運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- ③ 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- ④ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- ⑤ 交通乗用具の火災による事故 等

保障内容と共済掛金額

保障の種類	1口あたりの保障金額	共済掛金額 (1口あたり)	
		年 払	月 払
死 亡	65万円	550円	
後遺障害	26,000円~65万円 「東京海上日動火災保険(株) 団体総合生活保険普通保険約款別表後遺障害等級表」に該当する場合		50円
入 院	実日数1日あたり800円 (事故日より180日以内で180日を限度)	※払込方法の「月払」は、被共済者全員の共済掛金の合計額が年額9,000円以上の場合に、ご利用いただけます。	
手 術	入院中以外の手術:4,000円 入院中の手術:8,000円		
通 院	実日数1日あたり500円 (事故日より180日以内で90日を限度)		

※むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないものは、共済金をお支払いしません。
 ※「通院」については、医師等の治療を受けられた場合に共済金をお支払いします。
 ※入院、手術、通院共済金支払いを受ける場合は、医師法に定める医師、保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師の治療を受けていただく必要があります。
 この場合の治療の範囲には、原則としてはり・灸・マッサージ・カイロプラクティック等は含まれません。

※「手術」について、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 ※詳細は、東京海上日動火災保険株式会社の「団体総合生活保険」約款によります。
 ※本制度は団体割引 30%、損害率による割引 30%を適用しています。
 ※共済金をお支払いする主な場合、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「共済金のお支払いについて」をご覧ください。



共済期間

新規加入者 毎年1月1日午前0時～翌年1月1日午後4時まで

※保障制度は共済期間中の中途加入および増口・減口ができません。

ご加入いただける方

基本制度「4口」にご加入の方 ※保障制度のみの加入はできません。

ただし、J P 共済生協組合員本人およびそのご家族(配偶者・子・両親・兄弟姉妹・および組合員本人と同居の親族)に限ります。

ご加入いただける口数

被共済者1人につき、1口～16口

◆基本制度「4口」に加えて、保障制度「1口～16口」までご加入いただけます。

お支払い例

交通災害共済20口(基本制度4口・保障制度16口)加入の場合

Aさんがバイクで配達中、信号を無視して進行してきた自動車に衝突され転倒した。診断の結果、左肩を骨折しており事故日から30日間入院した。さらに退院後、15日間の自宅療養と療養期間中に4日間通院した。



事故

入院30日間(①入院7日間+②入院23日間)

③自宅療養15日間(④通院4日間)

基本
制度
(4口加入)

①入院(7日以内)	20,000円	(内訳:一律5,000円×4口)
②入院(8日目以降)	64,400円	(内訳:700円×23日間×4口)
③自宅療養	30,000円	(内訳:500円×15日間×4口)
合計		114,400円

保障
制度
(16口加入)

①+②入院	384,000円	(内訳:800円×30日間×16口)
④通院	32,000円	(内訳:500円×4日間×16口)
合計		416,000円

=

共済金総合計
530,400円

※上記お支払い例は、東京海上日動火災保険株式会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

団体総合生活保険商品改定のご案内

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、以下のとおり商品を改定させていただきます。

改定項目	概要
「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。
道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院・手術に備える！
ほしき制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

共済金のお支払いについて

「交通事故等^{*1}」により、保険の対象となる方がケガ^{*2}をした場合に共済金をお支払いします。

^{*1} 交通事故等とは以下のものをいいます。

●運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具^{*3}の火災による事故 等

^{*2} ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、共済金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

^{*3} 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

共済金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、共済金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までお問い合わせください。

	種 類	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + 交通事故傷害危険のみ補償特約	死 亡 共済金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害共済金がある場合は、死亡・後遺障害共済金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ
	後遺障害 共済金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害共済金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	●共済金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	入 院 共済金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院共済金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院共済金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院共済金は重複してはお支払いできません。	●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
	手 術 共済金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}または先進医療^{*2}に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院共済金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 ^{*3} *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院共済金日額の10倍の額のみお支払いします。	●外科的手術等の医療処置(共済金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	通 院 共済金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院共済金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ

本紙は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までお問い合わせください。



団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

[マークのご説明]



契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

4 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法

[保険料の決定の仕組み]

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。



[保険料の払込方法]

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。



6 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書裏面の★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店

には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

○「他の保険契約等*」を締結されている場合はその内容についてが告知事項(★)となります。

* この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、「お問い合わせ先」までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 ご連絡いただきたい事項



[ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前に

お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院手術に備える！
ほしきん制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

ご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容は異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ

各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。



5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っており、 注記情報
また、しががいて、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ▶印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ▶東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ▶他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ▶高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ▶附加給付の支給額が確認できる書類
 - ▶東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

 **0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険に関するご意見・ご相談》
東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部日本郵政室

03-3515-4137

【受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00】

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

 **0120-720-110**

【受付時間: 24 時間 365 日】

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

本紙は東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険の概要を説明したものです。共済金のお支払いは東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険の普通保険約款および特約に従います。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は契約者である J P 共済生協の代表者が保有する保険約款によりますが、共済金のお支払い条件、加入手続き、その他ご不明な点がありましたら、代理店の株式会社郵愛(0120-221-220)までお問い合わせください。本紙に記載されている「共済」「掛金」「保障」は、保険約款に基づき、それぞれ「保険」「保険料」「補償」と読み替えるものとします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間 保険の対象となる方
- 保険料・保険料払込方法

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

2. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

(2024年10月1日以降始期契約用)
(2024年7月作成 24T-000536)

お出かけのお供に最適
交通安全共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度のご案内

通院手術に備える！
ほしき制度のご案内

カンタン手続き&
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！

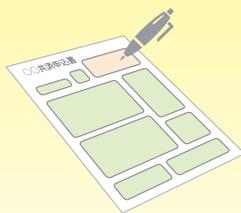
お手続きの流れ

1



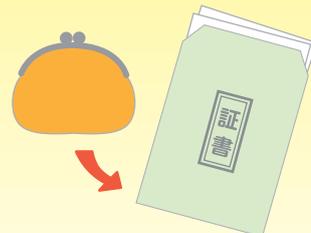
J P 共済生協NEWS(本紙)で制度内容および重要事項などをご確認ください。

2



記入例を参照のうえ、申込書に必要な事項を記入し、自署をお願いします。
申込書はJ P 共済生協にご提出ください。
申込書のご提出にあたり、**記入漏れ、自署の漏れがないか**、いま一度ご確認ください。

3



初回掛金のお引き落とし後、共済証書をお送りします。

組合員および出資金について

J P 共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。

生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政関連企業で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければどなたでもJ P 共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(100円)をお願いしています。

なお、すべてのご契約が解約または失効となり、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにJ P 共済生協へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、2年以上事業を利用されず、住所や連絡先の変更手続きをいただいている場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がございますのでご注意ください。

1. 組合員の資格

- (1) 郵政関連企業に勤務する方は、J P 共済生協の組合員となることができます。
- (2) 郵政関連企業に勤務していた方で、J P 共済生協の事業を利用することを適当とする方は、J P 共済生協の承認を受けて、J P 共済生協の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をJ P 共済生協に届け出てください。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにJ P 共済生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。
(注1) J P 共済生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日です。
(注2) 出資金は、脱退した後に払戻します。
(注3) 脱退の予告にあたっては、J P 共済生協の定める書類による手続きが必要です。
- (2) J P 共済生協は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会に

おいて脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。

- (3) 第2項の規定により脱退の予告があったとみなそうとするときは、J P 共済生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告を行います。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとします。

4. 法定脱退

組合員は、次の(1)から(3)までのいずれかの事由によって脱退します。

- (1) 組合員たる資格の喪失(郵政関連企業を退職したとき等)
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
- (注) (1) (2)の場合、J P 共済生協の定める書類による手続きが必要です。

5. 除名

J P 共済生協は次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができます。

- (1) 1年間J P 共済生協の事業を利用しないとき
- (2) J P 共済生協の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとします。

7. 脱退組合員の払戻し請求権

脱退した組合員は、その払込済出資額の払戻しをJ P 共済生協に請求する事ができます。

- (注) 出資金の請求を脱退した時から2年間行わなかった場合は、その請求権は時効によって消滅します(消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)第23条)。

8. その他注意事項

- (1) 出資金の払戻しは、組合員または相続人名義の口座に送金します。
- (2) 共済証書等、J P 共済生協からの書類の発送は、普通郵便とします。

組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報の取り扱いについて

J P 共済生協は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、J P 共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。))および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。))等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、J P 共済生協ホームページ(<https://www.postlife.or.jp>)をご参照ください。



交通災害共済 新規加入申込書記入例



- ◆ 申込書は機械で読み取ります。破損や汚損に注意し、丁寧に記入してください。
- ◆ ご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。
- ◆ 記入漏れ・押印漏れがある場合、申込書を再度提出していただくこととなりますのでご注意ください。
- ◆ 訂正する場合は、二重線で抹消し余白にご記入のうえ、訂正署名もしくは訂正印をお願いします。

交通災害共済新規加入申込書 加入権者(兼 J-Paid 協定者)加入申込書

本申込書裏面、「重要事項説明書」等を必ずお読みのうえ、ご記入ください。

ステップ1 契約者(組合員)の氏名(自署)・生年月日・連絡先・住所等を記入してください。

ステップ2 加入する方に○をつけ、すべて記入してください。

ステップ3 徴収方法が「自動払込」の方のみ、下の「自動払込利用申込書」をご記入ください。

ステップ4 自動払込利用申込書(徴・印)

あ 申込書に記入する日をご記入ください。

い 効力発生日は申込日(記入日)の翌日以降の日付をご記入ください。過去日を記入または未記入の場合は、申込書の消印日の翌日が効力発生日となります。

う J-Paid 協定 NEWS に掲載されている共済制度の内容、重要事項説明書、個人情報の取り扱い、意向確認事項をご確認いただき、申込欄に記入した内容をお確かめのうえ、必ず契約者ご本人が自署してください。

え 現住所および電話番号は必ずご記入ください。電話番号は日中ご連絡の取れる番号をご記入ください。申込内容について確認のご連絡をする場合があります。

お 会社名・局名(事業所名)社員番号・組合員区分をご記入ください。

か 加入する方は点線に沿って「加入する」を○で囲んでください。

き 生年月日(西暦)、契約者との続柄・性別を記入してください。「被共済者氏名」欄のご署名は必ず被共済者ご本人が行ってください。ただし被共済者が15歳未満である場合は親権者・後見人・保佐人・補助人の代表者一名が全員の合意をいただいたうえで、被共済者に代わり「被共済者氏名」欄に被共済者氏名でご署名ください。

く 続柄は該当する項目の点線に沿って○で囲んでください。その他の場合、「その他」を○で囲み、下記続柄コード2ケタを記入してください。
10: 実父母 20: 養父母
30: 義父母 60: 祖父母
70: 兄弟姉妹 80: 孫

け 基本制度は、4口加入での申し込みとなります。保障制度は1月1日効力指定の場合のみ、1口から16口の範囲で記入してください。

さ 記入例にて、徴収方法を「2 自動払込」と選択した場合に、自動払込利用申込書にもご記入・押印をお願いします。
※ ゆうちょ銀行にお届けの印を押印ください。
※ 正社員等、給与控除(給与・手当からの控除)となる方は記入不要です。
※ 既に総合共済掛金を自動払込でいただいている方も記入不要です。

こ 徴収方法と払込方法をそれぞれ該当する項目の点線に沿って○で囲んでください。
※ 正社員等、給与控除(給与・手当からの控除)となる方は「給与控除」を選択してください。
※ 払込方法の「月払」は被共済者全員の共済掛金の合計額が年間合計で9,000円以上の場合に、ご利用いただけます。



お出かけのお供に最適
交通災害共済のご紹介

休業に備える！
きほん制度について

通院・手術に備える！
ほしよ制度について

カンタン手続き＆
申込書記入例

番外編
自転車事故のリスクに備える！



備えてますか？ 自転車事故の高額賠償

自転車で事故を起こした場合、他人にケガをさせてしまい加害者となるケースも少なくありません。その場合、高額な賠償責任を負うことも。損害賠償への保障をプラスして備えを万全にしましょう！

自転車事故の
高額賠償事例は…

約9,521万円

(神戸地方裁判所
平成25年7月4日判決)



マイカー共済に加入している方は…

交通災害共済

+

マイカー共済の
「自転車賠償責任特約」をプラス

自転車事故により法律上の
損害賠償を負った場合など

最高1億円!

住みいる共済に加入している方は…

交通災害共済

+

住みいる共済の
火災共済・自然災害共済
「個人賠償責任共済」をプラス

日常生活に起因する偶然の事故により
法律上の損害賠償を負った場合など

最高3億円!

各種共済の資料請求、
お見積りはホームページから
お気軽に!



ご家族みんなで安心して過ごすために、
損害賠償への備えをご検討ください。

※住みいる共済、マイカー共済の契約引受団体は全国労働者生活協同組合連合会(こくみん共済coop)です。

※自転車賠償責任特約、個人賠償責任共済の単独加入はできません。各種共済に加入いただき一定要件を満たした場合、付帯することができます。

※ここに記載されている内容は、共済商品の概要を示したものです。詳細につきましては、各種共済商品のパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

ポスライフサービスセンター

 **0120-562-105**

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始除く)

ホームページからのお問い合わせもご利用ください。

このJP共済生協NEWSには、共済商品の概要の説明および重要事項の説明等が記載されています。ご契約の際は内容を必ずご確認ください。

 **JP共済生協**

日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

